

第3次千葉市障害者計画及び

第4期千葉市障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

千 葉 市

はじめに

千葉市では、平成23年3月に策定した「第2次千葉市障害者計画」及び平成24年3月に策定した「第3期千葉市障害福祉計画」に基づき、すべての障害者が地域において自立した生活を営むことができる安らぎのあるあたたかな共生社会の実現に向けて、各種施策の充実を図ってきました。

一方、これらの計画の策定後、わが国が障害者権利条約を批准したことをはじめ、障害者基本法の一部改正、障害者総合支援法（改正障害者自立支援法）や障害者差別解消法の制定、さらに、東日本大震災をはじめとする大規模災害が発生したことなどにより、これまでの施策の充実に加え、新たな視点での取組みが求められています。

このような社会情勢の変化やこれまでの千葉市の障害福祉行政の到達点をふまえ、障害者施策を切れ目なく総合的に推進していくため、この度、平成27年度からの3年間を計画期間とする「第3次千葉市障害者計画及び第4期千葉市障害福祉計画」を策定しました。

本計画では、すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として相互に尊重し合い、人格を認め合い、そして支え合うことにより、差別や障壁のない、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくることを基本理念に、相談支援の充実、地域生活支援の充実、社会参加の一層の推進、生命、身体、財産の安全確保など7つの基本目標や、障害福祉サービスの見込量などを一体的に定め、様々な分野にわたる施策を総合的に推進することとしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体の方々との連携、協働のもと、基本理念の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある方やそのご家族、そして、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

千葉市長 熊谷 俊人

目 次

第 1 部 総論	1
第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け・他計画との関係	2
（1）位置付け	2
（2）他計画との関係	2
3 計画の期間	3
4 「障害者」とは	3
第 2 章 本市の障害者の現状	4
1 障害者数の推移	4
（1）身体障害者	4
（2）知的障害者	7
（3）精神障害者	9
2 実態調査結果	11
（1）障害者ご本人について	11
（2）ご家族や介助者について	13
（3）希望する相談制度	15
（4）災害時に不安に思うこと	16
（5）療育・保育について困っていること	17
（6）学校・教育について	18
（7）一般就労のために必要なこと	19
（8）地域で生活するために必要なこと	20
（9）サービス利用について	21
第 3 章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 計画の視点	26
3 計画の構成	27

第2部 各論	28
基本目標1 相談支援の充実	28
(1) 身近な相談支援機関の充実	28
(2) 専門的な相談支援体制の強化	30
(3) 情報提供の充実	32
基本目標2 地域生活支援の充実	34
(1) 自立した地域生活への支援・促進	34
(2) 日中活動の場、生活の場の確保	38
(3) 福祉用具利用支援の充実	40
(4) 経済的支援の充実	41
基本目標3 保健・医療の充実	43
(1) 障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実	43
(2) 地域での医療体制等の充実	45
基本目標4 障害児に対する支援の充実	46
(1) 早期発見・早期療育の体制の整備	46
(2) 障害児支援の充実	48
(3) 学校教育の充実	49
基本目標5 社会参加の一層の推進	52
(1) 相互理解の推進	52
(2) 一般就労の支援	54
(3) 福祉的就労の支援	56
(4) 文化・スポーツ活動の充実	57
(5) ボランティア活動の促進	59
基本目標6 生命、身体、財産の安全確保	60
(1) 防犯・防災体制の整備	60
(2) 権利擁護の推進	62
基本目標7 生活環境の整備	63
(1) 住環境の整備	63
(2) 公共施設等の整備	64
(3) 安全な交通の確保	65

第3部 障害福祉サービス提供の見込量等

(第4期千葉市障害福祉計画)	66
第1章 計画の基本的な考え方	66
1 指定障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する 基本的考え方	66
(1) 地域生活を支える訪問系サービスの充実	66
(2) 自立した生活を営むための日中活動系サービスの保障	66
(3) 地域における暮らしの場の確保	66
(4) 就労支援の強化	67
(5) 相談支援体制の充実・強化	67
2 平成29年度までに達成すべき目標	68
(1) 施設入所者の地域生活への移行	68
(2) 地域生活支援拠点等の整備	70
(3) 福祉施設から一般就労への移行	71
第2章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	72
1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方	72
2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策	73
3 指定障害福祉サービス等の見込量	74
第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項	77
1 必須事業	77
2 任意事業	80

第4部 計画の推進に向けて	82
1 関係機関・地域等との連携	82
2 当事者の障害者施策への参加	82
3 進行管理と評価	82
4 計画の弾力的運用	82

資料編	83
---------------	----

